

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	龍ヶ崎市 後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療制度に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

## 評価実施機関名

龍ヶ崎市長

## 公表日

令和7年10月9日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の認定を受けた方を後期高齢者医療被保険者として管理し、被保険者の方に対し、広域連合と協力しながら保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を取り扱う。 ①被保険者の資格記録の管理 ②資格確認書等発行事務 ③医療給付等に関する申請及び届出の受付 ④後期高齢者医療保険料賦課管理・収納管理
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、宛名管理ファイル、課税台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第九条第一項 別表の八十五の項 :個人番号を利用することができる事務のうち後期高齢者医療制度に関する事務(保険給付の支給、保険料徴収)が「市町村長」の項  番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第四十六条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表 (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって第百十九条で定めるもの」が含まれる項(百十七) (情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの」が含まれる項(百十五)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康スポーツ部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	健康スポーツ部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号が記載された申請書について、施錠できる書棚等への保管を徹底する・複数人での確認を実施する等の取扱いを行っている。	

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ ] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I 5部署	健康福祉部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課	事後	部署名変更のため
平成30年6月29日	I 7請求先	健康福祉部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課	事後	部署名変更のため
平成30年6月29日	I 8連絡先	健康福祉部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課	事後	部署名変更のため
平成30年6月29日	II 1 対象人数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
平成30年6月30日	II 2 取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	I 5②所属長の役職名	保険年金課長 吉田 宜浩	保険年金課長	事後	項目が変更されたため
令和1年5月23日	II 1いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	II 2いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	リスク対策		新様式対応	事後	新様式対応
令和1年5月23日	I ⑦特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康づくり推進部 保険年金課	健康づくり推進部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-	事後	
令和1年5月23日	I ⑧特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康づくり推進部 保険年金課	健康づくり推進部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-	事後	
令和2年5月27日	II 1いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和2年5月27日	II 2いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年6月20日	表紙 評価書名	龍ヶ崎市 後期高齢者医療保険に関する事務	龍ヶ崎市 後期高齢者医療制度に関する事務	事後	制度の正式名称への修正
令和4年6月20日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	後期高齢者医療保険に関する事務	後期高齢者医療制度に関する事務	事後	制度の正式名称への修正
令和4年6月20日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特	後期高齢者医療保険に関する事務	後期高齢者医療制度に関する事務	事後	制度の正式名称への修正
令和4年6月20日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務	後期高齢者医療制度に関する事務	事後	制度の正式名称への修正
令和4年6月20日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者医療保険被保険者	後期高齢者医療被保険者	事後	
令和4年6月20日	I 2.特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療保険被保険者台帳情報ファイル	後期高齢者医療被保険者台帳情報ファイル	事後	
令和4年6月20日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	番号法第九条第一項 別表第一の五十九の項	事後	法令等の表記への修正
令和4年6月20日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	後期高齢者医療保険	後期高齢者医療制度	事後	制度の正式名称への修正
令和4年6月20日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	事務を定める命令 第46条	事務を定める命令 第四十六条	事後	法令等の表記への修正
令和4年6月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法	番号法第19条第7号	番号法第十九条第七号	事後	法令等の表記への修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	項(82)	項(八十二)	事後	法令等の表記への修正
令和4年6月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第110条	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条	事後	法令等の表記への修正
令和4年6月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)	事後	法令等の表記への修正
令和4年6月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第138条第1項又は第141条第1項	第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項	事後	法令等の表記への修正
令和4年6月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	項(83)	項(八十三)	事後	法令等の表記への修正
令和4年6月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二の82の項に係る主務省令は未発出	※別表第二の八十二の項に係る主務省令は未発出	事後	法令等の表記への修正
令和4年6月20日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二の83の項に係る主務省令は未発出	※別表第二の八十三の項に係る主務省令は未発出	事後	法令等の表記への修正
令和4年6月20日	II 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数を確認したため
令和4年6月20日	II 1.対象人数 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和4年6月20日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年6月20日	II 2.取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和4年6月20日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月20日	II 1.対象人数 いつ時点の集計か	令和4年6月20日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月20日	II 2.取扱者数 いつ時点の集計か	令和4年6月20日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月23日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	健康づくり推進部保険年金課	健康スポーツ部保険年金課	事後	部名変更のため
令和5年6月23日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・停止・	健康づくり推進部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111	健康スポーツ部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部名変更のため
令和5年6月23日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	健康づくり推進部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	健康スポーツ部 保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部名変更のため
令和6年11月1日	I 4②法令上の根拠	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	番号法の改正により(法第19条第4号の新設に伴う項ずれ)
令和6年11月1日	II 1.対象人数 いつ時点の集計か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	II 2.取扱者数 いつ時点の集計か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月1日	IV 8人手を介在させる作業		新様式対応	事後	新様式対応
令和6年11月1日	IV 11最も優先度が高いと考えられる対策		新様式対応	事後	新様式対応
令和6年11月22日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第九条第一項 別表第一の五十九の項	番号法第九条第一項 別表の八十五の項	事後	番号法の改正により
令和6年11月22日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	番号法の改正により
令和6年11月22日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) ※別表第二の82の項に係る主務省令は未発出 (情報提供の根拠) ※別表第二の83の項に係る主務省令は未発出</p>	<p>番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表 (情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって第百十九条で定めるものの」が含まれる項(百十七)</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの」が含まれる項(百十五)</p>	事後	番号法の改正により
令和7年7月1日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	②被保険者証又は資格確認書及び限度額認定証等発行事務	②資格確認書等発行事務	事後	法改正により